

【表紙】  
【提出書類】 変更報告書No.1  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 株式会社フラッグシップアセットマネジメント  
代表取締役 馬場 勝也  
【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号  
【報告義務発生日】 令和元年12月23日  
【提出日】 令和2年1月6日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 3  
【提出形態】 連名  
【変更報告書提出事由】 保有株券等の内訳が1%以上変動したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社エスエルディー
証券コード	3223
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（JASDAQスタンダード市場）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成19年1月29日
代表者氏名	馬場 勝也
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理、並びに付帯する一切の業務

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 古川徳厚
電話番号	03-5777-9039

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)				1,400
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A		-	H 16,000
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	P	Q	17,400
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			17,400
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			16,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年10月11日現在)	V	1,491,264
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.15
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.25

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和元年12月16日	新株予約権証券 (第5回新株予約権)	300	0.02	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月16日	株券(普通株式)	300	0.02	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(1,064円)
令和元年12月19日	新株予約権証券 (第5回新株予約権)	200	0.01	市場外	処分	新株予約権の行使

令和元年12月19日	株券（普通株式）	200	0.01	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（1,064円）
令和元年12月20日	新株予約権証券（第5回新株予約権）	200	0.01	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月20日	株券（普通株式）	200	0.01	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（1,064円）
令和元年12月20日	株券（普通株式）	300	0.02	市場内	処分	
令和元年12月23日	新株予約権証券（第5回新株予約権）	1,000	0.07	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月23日	株券（普通株式）	1,000	0.07	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（1,064円）

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、フラッグシップアセットマネジメント投資組合77号の業務執行組合員として保有しております。

提出者は、発行者との間で、株式会社エスエルディー第5回新株予約権（目的となる株式数16,000（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約を締結しており、以下に掲げる場合には、提出者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができることを合意しております。

- 発行者が消滅会社となる合併契約の締結又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が発行者の取締役会で承認された場合
- 発行者が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合
- 本新株予約権の発行後、東京証券取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額の70%を下回った場合
- いずれかの10連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、令和元年5月8日に先立つ10連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の30%を下回った場合
- 割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合
- 東京証券取引所における発行者普通株式の普通取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	1,898
上記（Y）の内訳	提出者が業務執行組合員を務めるフラッグシップアセットマネジメント投資組合77号への出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,898

（注）処分した株券に係る取得資金は、処分前の1株当たりの取得価格（平均）を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた額を差し引いている。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	インフレクション・ツー・ジーピー・インク (Inflexion GP, Inc.)
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、27 ホスピル・ロード、ケイマン・コーポレート・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成29年8月15日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー (Douglas R. Stringer)
代表者役職	ダイレクター (Director)
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 古川徳厚
電話番号	03-5777-9039

(2) 【保有目的】

純投資
-----

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			9,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 57,400
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 66,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		66,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		57,400

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年10月11日現在)	V	1,491,264
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.29
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		4.67

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和元年12月16日	新株予約権証券 (第5回新株予約 権)	1,900	0.12	市場外	処分	新株予約権の 行使
令和元年12月16日	株券(普通株式)	1,900	0.12	市場外	取得	新株予約権の 行使による取 得(1,064円)

令和元年12月19日	新株予約権証券 (第5回新株予約権)	1,300	0.08	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月19日	株券(普通株式)	1,300	0.08	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(1,064円)
令和元年12月20日	新株予約権証券 (第5回新株予約権)	1,300	0.08	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月20日	株券(普通株式)	1,300	0.08	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(1,064円)
令和元年12月20日	株券(普通株式)	1,900	0.12	市場内	処分	
令和元年12月23日	新株予約権証券 (第5回新株予約権)	6,500	0.42	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月23日	株券(普通株式)	6,500	0.42	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(1,064円)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>提出者は、投資事業有限責任組合インフレクション 号の無限責任組合員であるインフレクション・ツー・ジープイー・エルピーの業務執行組合員として保有しております。</p> <p>提出者は、発行者との間で、株式会社エスエルディー第5回新株予約権(目的となる株式数57,400(報告義務発生日時点)。以下「本新株予約権」といいます。)に係る引受契約を締結しており、以下に掲げる場合には、提出者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができることを合意しております。</p> <p>( ) 発行者が消滅会社となる合併契約の締結又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が発行者の取締役会で承認された場合</p> <p>( ) 発行者が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>( ) 本新株予約権の発行後、東京証券取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額の70%を下回った場合</p> <p>( ) いずれかの10連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、令和元年5月8日に先立つ10連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の30%を下回った場合</p> <p>( ) 割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合</p> <p>( ) 東京証券取引所における発行者普通株式の普通取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合</p>
---

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	11,147
上記(Y)の内訳	提出者が業務執行組合員を務めるインフレクション・ツー・ジープイー・エルピーが無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合インフレクション 号への出資金

取得資金合計（千円）（W+X+Y）	11,147
-------------------	--------

（注）処分した株券に係る取得資金は、処分前の1株当たりの取得価格（平均）を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた額を差し引いている。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		

3 【提出者（大量保有者） / 3】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	インフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・インク (Inflexion Cayman GP, Inc.)
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、27 ホスピル・ロード、ケイマン・コーポレート・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成30年9月24日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー（Douglas R. Stringer）
代表者役職	ダイレクター（Director）
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 古川徳厚
電話番号	03-5777-9039

（2）【保有目的】

純投資
-----

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 48,600
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 52,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		52,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		48,600

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年10月11日現在)	V	1,491,264
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.38
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.65

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和元年12月16日	新株予約権証券 (第5回新株予約 権)	800	0.05	市場外	処分	新株予約権の 行使

令和元年12月16日	株券（普通株式）	800	0.05	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（1,064円）
令和元年12月19日	新株予約権証券（第5回新株予約権）	500	0.03	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月19日	株券（普通株式）	500	0.03	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（1,064円）
令和元年12月20日	新株予約権証券（第5回新株予約権）	500	0.03	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月20日	株券（普通株式）	500	0.03	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（1,064円）
令和元年12月20日	株券（普通株式）	800	0.05	市場内	処分	
令和元年12月23日	新株予約権証券（第5回新株予約権）	2,500	0.16	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年12月23日	株券（普通株式）	2,500	0.16	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（1,064円）

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、インフレクション・ツー・ケイマン・エルピーのジェネラルパートナーであるインフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・エルピーのジェネラルパートナーとして保有しております。

提出者は、発行者との間で、株式会社エスエルディー第5回新株予約権（目的となる株式数48,600（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約を締結しており、以下に掲げる場合には、提出者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができることを合意しております。

（ ）発行者が消滅会社となる合併契約の締結又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が発行者の取締役会で承認された場合

（ ）発行者が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合

（ ）本新株予約権の発行後、東京証券取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額の70%を下回った場合

（ ）いずれかの10連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、令和元年5月8日に先立つ10連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の30%を下回った場合

（ ）割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合

（ ）東京証券取引所における発行者普通株式の普通取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	4,964

上記(Y)の内訳	提出者がジェネラルパートナーを務めるインフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・エルピーがジェネラルパートナーを務めるインフレクション・ツー・ケイマン・エルピーへの出資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	4,964

(注) 処分した株券に係る取得資金は、処分前の1株当たりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた額を差し引いている。

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし		

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社フラッグシップアセットマネジメント
- (2) インフレクション・ツー・ジーピー・インク  
(Inflexion GP, Inc.)
- (3) インフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・インク  
(Inflexion Cayman GP, Inc.)

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	
株券又は投資証券等(株・口)				14,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H	122,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	
対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	136,000

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （ $O+P+Q-R-S$ ）	T	136,000
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U	122,000

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和元年10月11日現在）	V	1,491,264
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		8.43
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		9.05

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
株式会社フラッグシップアセットマネジメント	17,400	1.15
インフレクション・ツー・ジーピー・インク (Inflexion GP, Inc.)	66,500	4.29
インフレクション・ツー・ケイマン・ジー ピー・インク (Inflexion Cayman GP, Inc.)	52,100	3.38
合計	136,000	8.43